

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第34号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（平成2年静岡県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
様式第4号（略） クリーニング師試験受験願書 （略） （1）（略） （2）写真（手札形とし、 <u>出願前6月以内に正面で撮影したもの</u> ）  （3）（略）	様式第4号（略） クリーニング師試験受験願書 （略） （1）（略） （2）写真（出願前6月以内に <u>脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。</u> ）  （3）（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。